

要保存

交野市放課後児童会 入会要領



令和5年度版

この要領では、放課後児童会に入会されるにあたり、児童会での生活を安全かつ有意義なものにするために、児童会でのルールについて記載しています。

この要領は放課後児童会の入会期間中は必ずご家庭にて保管していただきますようお願いいたします。



令和4年12月作成

交野市教育委員会
生涯学習推進部青少年育成課

目次

- 放課後児童会の趣旨
- 入会資格
- 児童会の開会日及び時間
- 休会日

1

開設児童会一覧表

2

- 土曜日開設児童会
- 会費・延長使用料
- 育成活動費

3

会費等の減免（減額免除）
制度について

4

入会申請方法

5・
6

- 申請受付期間
- 年度途中の入会申請について

7

- 交野市放課後児童会
入会選考基準について
- 保険

8

- 退会方法
- 退会・出席停止となる
場合

9

児童会入会にあたって

10・
11

緊急時の対応について

12

時間延長対応について

13

放課後児童会案内図

14・
15

児童会での1日の生活

16

参考

交野市放課後児童会入会
申請書（様式第1号）記入例

17

放課後児童会の趣旨

市では、保護者が労働等により、放課後に保護者の保護を受けられない児童を対象に、その安全を確保し、適切な遊びと生活の場を提供することにより児童の健全な育成を助長するため、放課後児童会を実施しています。

入会資格

- ① 本市に居住する小学校または特別支援学校小学部の1年生から6年生までの児童
- ② 保護者が労働・疾病・産前産後・看護・介護等※の事由により、その保護を受けられない児童
- ③ その他市長が入会する必要があると認めた児童

※ 入会資格における労働とは、保護者が月のうち14日以上就労する状態が3か月以上継続し、1年生については午後2時まで、2年生以上については午後3時まで就労している状態をいいます。

※ 疾病・産前産後・看護・介護等については、体調（病状等）が回復するまでが入会できる期間となります。また、就労されていても、育児休業中で保護者が家庭におられる場合は休会扱いとなり、育児休業終了まで入会できません。

児童会の開会日及び時間

- ① 月曜日から金曜日までは、午後1時から午後6時30分まで※
- ② 小学校の短縮授業日は、授業終了時刻から午後6時30分まで
- ③ 土曜日（第4土曜日を除く）及び小学校の休業日（振替休業日、夏・冬・春休み等）は、午前8時30分から午後6時30分まで
ただし、午前7時30分から午前8時30分の間は早朝見守りを行っています。

※ 月曜日から金曜日までは、午後6時31分から午後7時まで時間延長対応を行います。（別途延長使用料が発生します。）詳しくは P.13 をご確認ください。

休会日

- ① 日曜日
- ② 第4土曜日
- ③ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ④ 12月29日から翌年1月3日（学校閉庁日等で日が前後することがあります。）
- ⑤ その他必要と認められる日

開設児童会一覧表

児童会名	開設場所及び住所	電話番号	対象地域
星田児童会	星田小学校内 星田3-33-4	072-891-0096	星田小学校区
郡津児童会	郡津小学校内 郡津4-13-1	072-891-4404	郡津1丁目52・53・55・57～70番、 郡津2～5丁目、幾野6丁目、松塚
郡津児童会分室	郡津児童会分室 私部4-11-8	072-810-2045	幾野1～5丁目、郡津1丁目4～56番 (37～43・52・53・55番を除く)
岩船児童会	岩船小学校内 森北1-25-1	072-893-4602	岩船小学校区
倉治児童会	倉治小学校内 倉治1-15-1	072-892-6100	倉治小学校区
妙見坂児童会	妙見坂小学校内 妙見坂7-20-1	072-893-1401	妙見坂小学校区
旭 児童会	旭小学校内 星田4-18-1	072-893-6336	旭小学校区
藤が尾児童会	藤が尾小学校内 星田北2-45-1	072-893-0240	藤が尾小学校区
私市児童会	私市小学校内 私市9-5-10	072-893-4601	私市4～9丁目、私市山手
私市児童会分室	私市小学校内 私市9-5-10	072-391-0766	私市1～3丁目
交野みらい 児童会	交野みらい小学校内 郡津1-43-1	072-892-6201 072-810-2221 072-892-0830	交野みらい小学校区

※各児童会の案内図についてはP. 14～15をご確認ください。

※指定校変更が認められた児童は、通学する学校の児童会に入会することとなります。

土曜日開設児童会

土曜日につきましては、開設場所が下記のとおりとなります。なお、第4土曜日は休会です。

児 童 会 名			4月～9月	10月～翌年3月
星田児童会	旭児童会		旭児童会	星田児童会
郡津児童会	郡津児童会分室	倉治児童会	郡津児童会	倉治児童会
岩船児童会	私市児童会	私市児童会分室	私市児童会	岩船児童会
妙見坂児童会	藤が尾児童会		藤が尾児童会	
交野みらい児童会			交野みらい児童会	

会費

児童1人につき **月額5,000円**（2人目からは1人につき月額2,500円）

- 児童会事業経費分担金として徴収します。
- 生活保護世帯、就学援助費受給世帯、災害などに遭われて会費の納付ができない世帯については、申請により会費を減免することができます。希望する場合は、会費の減免制度について（P. 4）を参考に申請を行ってください。

延長使用料

児童1人につき **日額100円（月上限1,500円）** 2人目からは日額50円（月上限750円）

- 実績回数をもとに、翌月27日に会費と合算して口座振替をします。
- 生活保護世帯、就学援助費受給世帯、災害などに遭われて会費の納付ができない世帯については、会費と同様に延長使用料を減免することができます。
- 詳しくはP. 13をご確認ください。

育成活動費（おやつ代・教材費等）

児童1人につき **月額3,010円**
（うち、10円は、手数料となり保護者負担となります。）

- 育成活動費は入会児童のおやつ代・教材費等の実費負担金として徴収しています。
- 育成活動費は全児童対象となっています。
- 育成活動費の減免制度はありません。

会費・延長使用料・育成活動費の納付は自動払込（口座振替）（ゆうちょ銀行のみ）でお願いしています。

自動払込（口座振替）日：**毎月27日**（休業日の場合は、翌営業日）

（引き落としができるよう、前日までに口座に必要な金額を入金してください）

会費及び延長使用料の減免（減額免除）制度について

減免制度を受けることができる世帯（＝減免制度対象世帯）と会費及び延長使用料（＝会費等）の減免内容については、下表のとおりです。

減免制度を申請する世帯は、会費等減免申請書（様式第6号）と共に添付書類を提出してください。

（1）減免対象となる世帯と減免内容（会費及び延長使用料）

減免対象となる世帯	減免の内容（金額）	申請添付書類
生活保護受給世帯	全額免除	保護受給証明書の写し
就学援助費受給世帯		就学援助費認定名簿により認定します。※
被災その他市長が特別の事情があると認める世帯	市長が別に定める額	会費等の納付が困難であることを証明する書類

※就学援助費受給世帯の減免申請について

就学援助費受給世帯については、教育委員会学務保健課の「就学援助費認定名簿」に基づき、減免の審査を行います。そのため、就学援助費を申請する方は、学校から配布される就学援助申請についての通知文を確認していただき、必ず申請を行ってください。未申請の場合、会費等の減免は適用されませんのでご注意ください。

就学援助費受給世帯における減免の仮決定制度について

交野市では、就学援助制度の受給認定を7月頃に行います。認定前に児童会会費等の減免申請をする場合、**仮決定**として認定月まで会費等を免除します。

ただし、**就学援助費受給認定が否認定となった場合は、仮決定期間月分の会費（月額5,000円）及び延長使用料（実績払い）を追加徴収**いたします。ご了承ください。

（2）減免申請方法

- 児童会の入会申請書類一式のうち、会費等減免申請書（様式第6号）に必要事項を記入し、証明書類とともに青少年育成課へ提出してください。減免の可否を審査し、減免決定・仮決定・却下通知書を送付いたします。
- 会費等の減免は、新規入会申請受付時（毎年1月）から3月末までに申請された場合は、4月の新年度当初から、4月以降に申請された場合は、対象要件が認定された月分からの適用となります。

- 例 ①4月に減免申請書を青少年育成課に提出→4, 5, 6月は**仮決定**→7月に就学援助費の受給**認定**→7月分から会費等減免適用（4月から7月分も減免となります。）
- ②4月に減免申請書を青少年育成課に提出→4, 5, 6月は**仮決定**→7月に就学援助費の受給**否認定**→4月から7月分の会費等を納入

（3）備考

- 減免申請は、入会申請と同じく毎年申請する必要があります。
- 減免申請書は、減免申請する**児童1人につき1通**提出してください。ただし、申請添付書類は各世帯につき1通で結構です。
- 児童会入会中に減免対象世帯から外れた場合は、否認定日から減免対象ではなくなるため、速やかに青少年育成課まで届け出てください。

入会申請方法

令和4年12月1日（木）より入会申請書類一式を青少年育成課及び各児童会にて配布します。
児童会入会を申請する方は、下記の書類を **青少年育成課に提出** してください。

NO.	提出書類	全員	該当者のみ
(1)	申請時提出物チェックシート	○	
(2)	交野市放課後児童会入会申請書（様式第1号） 誓約書（裏面） ← ※記入漏れ注意	○	
(3)	就労証明及び申告書（様式第2号） ※きょうだいで入会する場合は、学年が下の児童に添付するものを1部ご準備下さい。	○	
(4)	口座情報報告書または自動払込利用申込書 ※会費・育成活動費各1部(新規入会・口座変更の方のみ)		○
(5)	交野市放課後児童会会費等減免申請書（様式第6号） ※減免の対象となる場合は、ご提出ください。		○
(6)	【交野市放課後児童会】配慮が必要な児童について （保護者書き取りシート） ※配慮が必要な場合は、ご提出ください。		○
(7)	食物アレルギーに関する調査票（放課後児童会） ※食物アレルギーがある場合は、ご提出ください。		○

- ☆ 入会申請書類の様式（PDF形式）は交野市ホームページからもダウンロードできます。
- ☆ 様式をダウンロードして申請する場合は、口座情報報告書（青少年育成課事務用）に記入し、他の申請書類と共に青少年育成課まで提出してください。口座情報報告書（青少年育成課事務用）と引き換えに、ゆうちょ銀行の自動払込利用申込書（複写）の会費用と育成活動費用の各1部を青少年育成課でお渡しします。
自動払込利用申込書に口座情報を記入の上、入会決定通知が届いた後、ゆうちょ銀行に提出してください。

提出書類の記入をする際の注意事項

(1) 交野市放課後児童会入会申請書（様式第1号）

記入例（P. 17）をご参照ください。

(2) 就労証明及び申告書（様式第2号）

以下の注意事項をご確認ください。

① 記入方法及び添付書類等

- 単身赴任等で別居中の方でも就労証明等書類の提出が必要になります。
- 育児休業取得中または取得する方は、「育児休業期間」に記入してください。その期間、児童会は休会扱いになります。
- 自営業の方は、個人事業の開業届出書（税務署の受付印有）、営業許可書、確定申告書（税務署の受付印有、電子申請の場合は受付時の印字有）のいずれかの写しを添付してください。

② 保護者の就労以外で児童会に入会申請をする場合

- **疾病**
就労証明及び申告書（様式第2号）の病気等の欄に記入、医師の証明印または診断書の添付が必要です。
- **産前産後**（出産予定日の前後8週間登会することができます）
就労証明及び申告書（様式第2号）の出産の欄に記入、医師の証明印または母子手帳（出産予定日または出産日が記載されたページ）の写しを添付してください。
- **看護・介護**
就労証明及び申告書（様式第2号）の看護・介護の欄に記入、医師の証明印または看護・介護が必要な方の障がい者手帳、療育手帳または介護保険証の写しを添付してください。
- **在学・職業訓練等**
就労証明及び申告書（様式第2号）のその他の欄に在学等の理由を記入の上、通学証明書または入学決定書及びカリキュラムの写しを添付してください。
- **就職活動（求職中）**
原則、児童会の入会はできません。ただし、別途規定書類を提出の上、3か月以内に就労することが条件で入会受付を行います。

(3) 自動払込利用申込書（口座情報報告書）（新規入会及び口座変更の方のみ）

- 指定できる金融機関は、ゆうちょ銀行のみです。
- 自動払込利用申込書（口座情報報告書）は、会費等及び育成活動費の口座引き落としにかかる事務手続きのため、青少年育成課で確認後返却します。入会許可通知書が届き次第、ゆうちょ銀行に提出してください。
- 自動払込利用申込書（口座情報報告書）を青少年育成課に提出後、口座を変更する場合は、青少年育成課まで必ずご連絡をお願いします。自動払込利用申込書の再提出が必要になります。
- 自動払込利用申込書は申込児童1人につき、会費等及び育成活動費各1部必要です。

(4) 会費等減免申請書（様式第6号）※該当者のみ

- 減免申請をする場合は、必ず会費等減免申請書（様式第6号）裏面の「就学援助費認定名簿確認に係る同意書」に署名をお願いします。

申請受付期間

受付期間：令和5年1月5日(木)～1月13日(金) **期日厳守**

※1月9日(月・祝)は休館日のため受付できません

- 上記の期間終了後は随時受付となり、児童会の空き状況により入会受付を行います。
- 郵送での受付は行っていません。
- 提出書類に不備、記入漏れがあると受付できませんのでご注意ください。

新1年生及び新たに児童会に入会希望の方

新規申請受付		時間	場所
平日	1月5日(木)～6日(金)、10日(火)～13日(金)	9:30～20:00	青少年育成課
	1月7日(土)、8日(日)	9:30～12:00	

現在、児童会に登会されている方

継続申請受付		時間	場所
平日	1月5日(木)～6日(金)、10日(火)～13日(金)	9:30～20:00	青少年育成課
		13:00～18:30	各児童会
	1月7日(土)	9:30～12:00	青少年育成課
		8:30～18:30	各児童会※2
	1月8日(日)	9:30～12:00	青少年育成課

※1 児童会で受付できるのは令和5年3月末まで在籍予定(育児休業で休会中を含む)の新2年生～新6年生です。

※2 1月7日(土)は土曜日開設している星田児童会、岩船児童会、倉治児童会、藤が尾児童会及び交野みらい児童会にて受付を行います。

年度途中の入会申請について

- 一斉受付期間以外に入会申請をする場合は、入会申請書類一式を青少年育成課に提出してください。年度途中の入会申請は随時受付となり、児童会の空き状況※により入会受付を行います。
- 書類を提出後、審査のため、**入会までに約1～2週間必要**です。なお、入会日までに児童会での入会説明会を受けていただきます。
- 月の途中入会は可能ですが、**会費及び育成活動費の日割りはありません**。

※入会選考基準表に基づいて審査を行いますが、**定員に空きがない場合は、入会をお待ちいただくことがあります**。

交野市放課後児童会入会選考基準について

放課後児童会の入会は下表に基づき、点数の高いものから優先し、同点の場合は申し込みの順とします。

児童の状況		基準
学年	低学年（1・2年生）	15
	中学年（3・4年生）	7
	高学年（5・6年生）	1
調整	障がいを有している※	+3
	ひとり親家庭	+1
	生活保護受給世帯	+1
	会費等を滞納した世帯	-2
その他	その他市長が必要と認める場合	—

※ 障がいを有しているとは、以下の児童を対象とします。

- ① 身体障がい者手帳又は療育手帳を所持している児童
- ② 特別児童扶養手当受給対象児童
- ③ その他、指導上①・②と同様の状況であると教育委員会が認めた場合

保険

交野市放課後児童会傷害及び賠償責任保険に加入しています。詳細は次のとおりです。なお、児童会での事故等については、市加入の下記保険範囲内での対応となります。

(1) 傷害保険

放課後児童会での傷害事故に対し適用されます。

【補償内容】

- ① 通院1回につき2,000円
- ② 入院1日につき3,000円
- ③ 死亡・後遺障害5,000,000円
- ④ 事故の日から180日以内に請求。また、給付は90日が限度。

(2) 施設賠償責任保険

施設管理上の責任による事故での傷害に対し適用されます。

身体障がい・死亡にかかる事故について、1名1事故につき、1億円を限度とします。

退会方法

- 交野市放課後児童会退会届出書（様式第9号）に記入の上、退会を希望される月の月末までに必ず青少年育成課または児童会に提出してください。提出が翌月になる等遅れた場合、会費等の費用が発生します。
（例：8月末退会の場合、8月末までに提出）
- 届出書は青少年育成課、児童会または交野市ホームページから入手できます。
- 口頭での退会は認められません。

退会・出席停止となる場合

入会児童またはその保護者が次の行為をおこなった場合、退会または出席停止となります。

- ① 退会届を青少年育成課または児童会に提出した場合
- ② 入会児童の児童会入会資格がなくなった場合（保護者が仕事を辞めたとき等）
- ③ 児童が正当な理由なく月のうち14日以上欠席し、それが3か月継続したとき。
- ④ 児童が正当な理由なく休日を除く30日間連続して欠席したとき（習い事などでの欠席は正当な理由とは認められません）。ただし、けが・病気などでやむを得ず長期欠席する場合は、休会となります。
- ⑤ 保護者が3か月分以上会費又は延長使用料を滞納したとき。
- ⑥ 保護者が児童会に関連する申請書類に虚偽の記載を行ったとき。また届出の義務を怠ったとき。
- ⑦ 児童が他の児童の良好な利用を妨げるような行為を繰り返しおこなったとき。
- ⑧ 児童及び保護者が、児童会指導員及び青少年育成課の必要な指示に従わなかったとき。
- ⑨ その他退会・出席停止が必要と認められる行為を行ったとき。



学校への連絡について

児童が児童会に通っていることを学校（担任の先生）に連絡してください。



経路の確認について

自宅から児童会までの通会路を保護者等の主なお迎えの方と歩いて確認しておいてください。

お迎えについて

- 児童の安全確保の観点から、保護者の方がお迎えに来ていただきますようお願いします。また、開会時間は午後6時30分までです。午後6時31分から7時までは時間延長対応となります。（別途延長使用料がかかります。）**時間厳守**をお願いします。
- 学校への自家用車の乗り入れは原則禁止となっています。学校内、学校敷地内にある児童会につきましては、なるべく、徒歩や自転車等でのお迎えをお願いします。
- やむを得ず、車でお迎えに来られる方は、学校への乗入れ（下校時間前は不可）には十分注意していただき、また、学校周辺にも迷惑がかからないようお願いします。
- 校門前には絶対に駐車しないようお願いします。

保護者の在宅時について

保護者の方が週休日等でご在宅時は、お子様とのふれあいを大切にするためにも、できるだけ一緒に過ごしてください。



児童会への連絡（欠席・早退等）について

児童会への連絡については、入会時にお渡しする連絡帳、または電話にて必ず連絡してください。

（例）

- 児童会を欠席、または早退するとき。当日緊急に欠席する場合も必ず連絡してください。
- 児童が体調不良のとき
- お迎えに来る人が代わるとき
- その他の連絡事項



生活習慣について

児童会の事業は、放課後の児童の安全を守ることを主な目的として行っています。

児童会では、異年齢の集団生活となりますので、基本的な生活習慣のうち、特に食事、排泄、着脱衣の自立等ができるように、ご家庭にて指導に努めていただきますようお願いいたします。



入会時に用意していただく物

持ち物には、必ず名前を書いてください。児童会や季節によっては、他に用意していただく物があります。

- タオル
- 雑巾
- 着替え一式



昼食について

給食のない日(土曜日・長期休業日・短縮授業日・その他休業日)は、お弁当を持たせてください。特に、梅雨や夏季等の保冷等の対策もご家庭でお願いします。

宿題について

宿題をする時間は取りますが、内容の確認はご家庭で行ってください。指導員が勉強の指導を行うことはありません。



児童の健康管理について

- 児童の健康管理については、ご家庭で観察していただき、風邪など体調不良の場合は、児童会に連絡してください。また、指導員も十分注意し、異常がある場合は対応しますが、まずはご家庭で様子を見ていただき、無理のないようお願いいたします。
- 入会児童が、学校伝染病などにより学校を出席停止となった場合は、医師の診断により学校登校の許可が出るまで、児童会も休会（出席停止）していただくこととなります。なお、休会期間は欠席日数に含みません。

緊急時の対応について

ここでは緊急時対応の一部を取り上げています。詳細は、後日配布予定の児童会危機管理マニュアルをご確認ください。また、学校から配布される緊急時の対応も併せてご確認ください。

【台風等】

児童の安全を確保しつつ、以下の対応となります。

ここでは、**大阪府全域**または**東部大阪地方・交野市に暴風警報**または**特別警報**が発令された場合のみの対応について記載しています。

警報発令に伴い、 <u>小学校が臨時休校</u> となったとき	児童会も 臨時休会 となります
<u>通常授業時に発令</u> されたとき	集団下校のため、児童会も 臨時休会 となります。
放課後または、放課後児童会開会時間の <u>13時以降</u> に発令されたとき	<u>発令時点で臨時休会</u> となり、以降の児童の受入れはできません。 <u>登会している児童については速やかにお迎えをお願いします。</u> それぞれの児童会で対応が異なりますが、基本的に児童会内等安全な場所への避難誘導した後、保護者のお迎えを待ちます。 ※郡津児童会分室は状況を見つつ、交野みらい小学校へ避難誘導します。
学校休業日	児童会のみ対応となり、臨時休会等、発令時間によって異なります。

※ ご家庭におかれましても、日頃よりお子様と緊急時の対応方法や避難先について、十分に話し合ってください。

【安全確保について】

不審者等に対しては、学校と連携し、安全確保に努めています。保護者の皆様もお迎えの際に、門を確実に閉めてもらうなど、ご協力をお願いします。

【学級閉鎖について】

インフルエンザ等により臨時休業となった場合、臨時休業となった学級または学年の対象児童は自宅待機（学校と同じ対応）となり、児童会も休会してください。

【児童会中の病気・ケガについて】

- 児童会開会中に病気・ケガをした場合は、症状により保護者に連絡した後、軽いケガの場合は応急処置を行い、緊急時は病院に搬送する場合があります。
- 指導員は児童に対し医療行為を行うことはできません。
- **緊急時に備えて、日常的に必ず連絡がとれるようにしておいてください。**

時間延長対応について

通常開会時間:午後1時00分から午後6時30分まで

時間延長対応:**午後6時31分から午後7時00分まで** (別途、延長使用料が発生します。)

土曜日の時間延長対応はありません。

※お迎えが午後6時31分以降となりますと、使用予定の有無に関わらず、延長使用料が発生します。

※時間延長使用者が帰られた時点で児童会は閉室します。

延長使用料

児童1人につき **日額100円 (月上限1,500円)** 2人目からは日額50円(月上限750円)

※放課後児童会会費等減免決定者については、延長使用料も減免といたします。

お支払い方法 実績回数をもとに、翌月27日に、会費と合算して口座振替をさせていただきます。

例:4月に時間延長を3回使用した場合・・・延長使用料100円/回×3回=300円

5月27日口座振替 5月会費5,000円(当月払い)+4月延長使用料300円(翌月実績払い)=5,300円

使用条件

就労及び通勤に要する時間並びに通院等により、午後6時30分までのお迎えが難しい場合

使用方法

あらかじめ予定が分かっている場合

事前準備

各児童会に設置している「延長使用届出書兼実績確認書」を、使用予定の前月25日(休会日の場合は翌開会日)までに児童会へ提出してください。(それをもとに指導員体制を決めるため、必ず締切までにご提出ください。)

使用当日

各児童会でお預かりしている「延長使用届出書兼実績確認書」にお迎えの時間をご記入いただき、指導員と確認をしてください。

- お迎えの時間は、お子様が待機している児童会室へ入室した時間を基準とします。
- 児童会室には電波時計を設置しますので、そちらの時間をご記入ください。
- 午後7時には閉室しますので、それまでに全員がご退室いただきますようお願いいたします。
- 午後7時を超える時間でのお迎えがあった場合は、次回以降の時間延長対応の使用を認めません。ファミリーサポートセンター等の活用をお願いします。

急遽時間延長を希望する場合

当日午後6時30分までに各児童会へお電話ください。

「延長使用届出書兼実績確認書」をご提出いただいていない場合は、お迎えのときに「延長使用届出書兼実績確認書」に実績等をご記入いただき、指導員と確認をしてください。

■公共交通機関の遅延のとき■

電車等などの遅れのため(公共交通機関の遅延証明がある場合に限る。)止むを得ずお迎えが遅れた場合は、**時間延長使用の対象外**とします。その場合、当日お迎えの際にスマートフォン等で遅延証明を指導員にご提示いただく必要があります。(延長使用料は発生しません。)

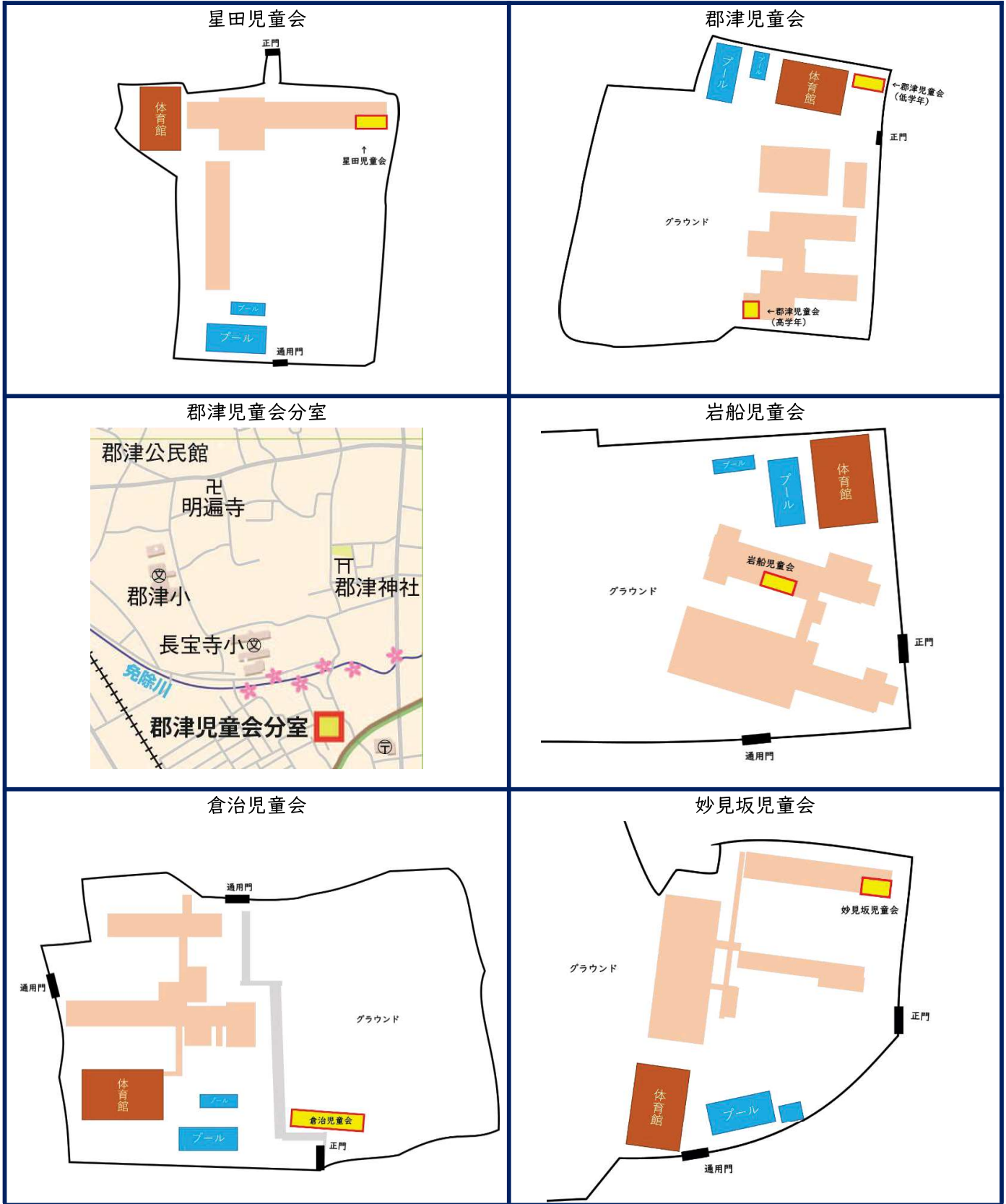
なお、車の渋滞等による遅延は認められませんのでご注意ください。(延長使用料が発生します。)

予定が変更になった場合

「延長使用届出書兼実績確認書」提出後に、使用予定が変更になった場合は、必ず指導員にお伝えください。(連絡帳・電話・お迎え時の声かけ等)

時間延長使用を予定していたが、午後6時30分までにお迎えが間に合った場合は、時間延長使用がなかったとみなし、延長使用料は発生しません。但し、この場合も、指導員とお迎えの時間の確認をしてください。

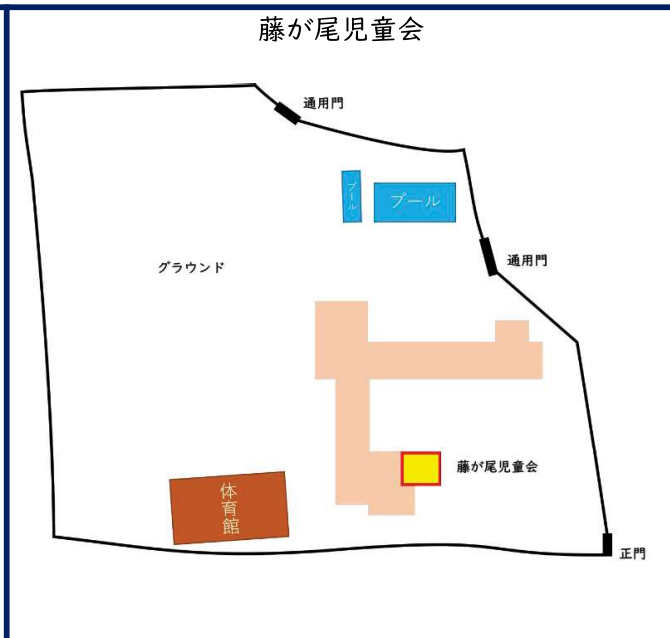
放課後児童会案内図



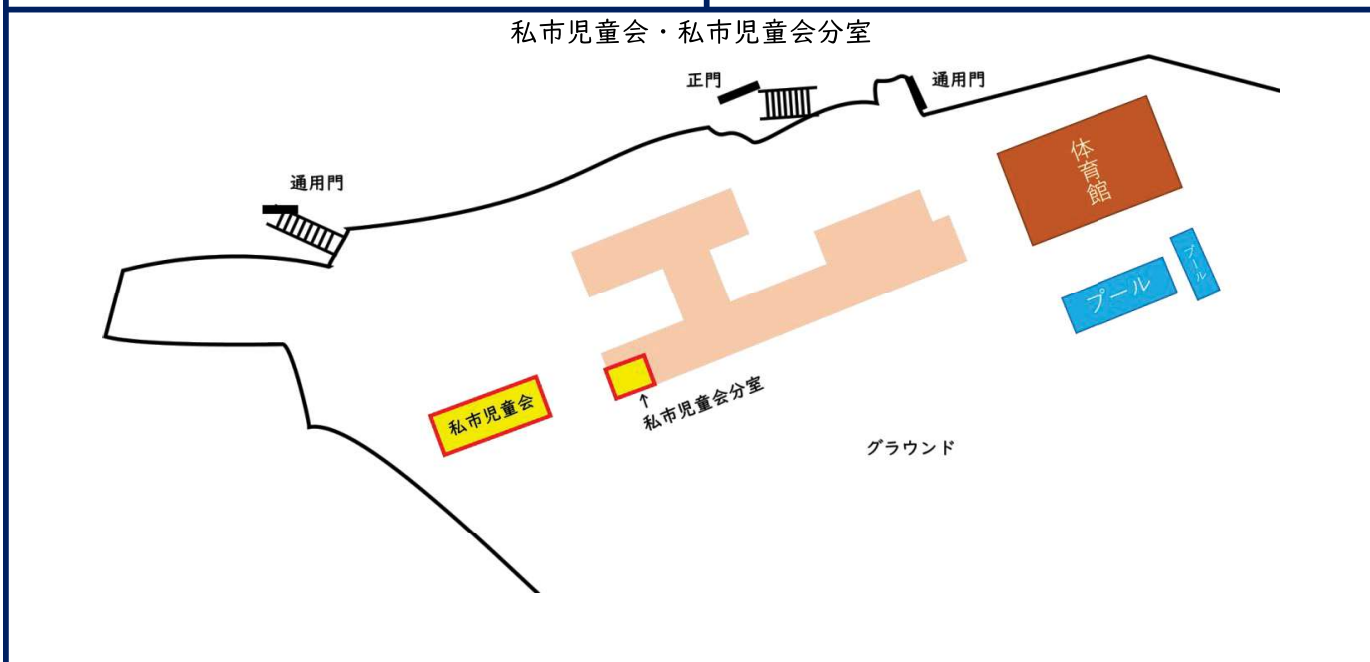
旭児童会



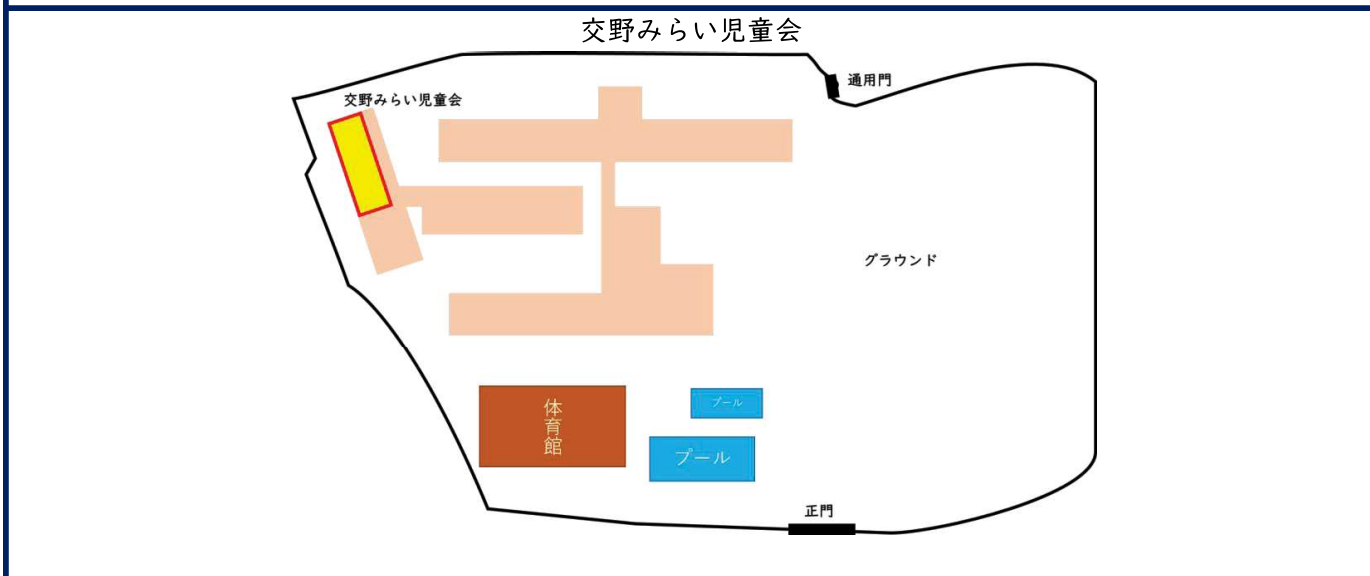
藤が尾児童会



私市児童会・私市児童会分室



交野みらい児童会



電話番号・住所についてはP. 2をご覧ください。

児童会での1日の生活

平日（月曜日～金曜日）の基本的なプログラム

13:00	児童会開会
13:30～15:00	児童登会
15:00～16:00	宿題・勉強の時間 終了後は室内または外遊び
16:00～16:30	おやつ準備・おやつ
16:30～	保護者のお迎え（随時）まで室内または外遊び
18:30	児童会閉会
18:31～19:00	時間延長対応（別途延長使用料がかかります。）

土曜日や学校休業日のプログラム

7:30～8:30	早朝対応（児童見守り時間帯）
8:30～	児童会開会
9:00～10:00	宿題・勉強の時間
10:00～12:00	自由遊び 室内または外遊び
12:00～13:00	昼食
13:00～15:30	自由遊び 室内または外遊び
15:30～16:30	おやつ準備・おやつ
16:30～	保護者のお迎え（随時）まで室内または外遊び
18:30	児童会閉会
18:31～19:00	時間延長対応（別途延長使用料がかかります。） ※土曜日の時間延長対応はありません。

※プログラムは一例です。児童会によって時間経過やプログラム内容は異なります。

誓約書

- 1 申請書提出後（又は原定会入会後）、住所、同居の家族、就労に関することに変更があったときは、速やかに教育委員会青少年育成課に届出をします。
- 2 入会児童及び保護者が、児童会の運営を妨げる行為を行った場合、放課後児童会及び青少年育成課の指示に従わなかった場合又は児童会又は児童会に係る申請書類等に虚偽の記載をした場合には、児童会の入会不許可、出席停止又は入会許可の取消しの処分をされても異議はありませぬ。
- 3 無断で月のうち14日以上欠席しませぬ。なお、退会するときは退会届を提出します。
- 4 入会児童の弟妹が認定こども園等を利用している場合、青少年育成課への情報提供に同意することにより、すでにこども園等に提出された勤務証明等を、児童会の申請の際に必要な就労証明書とさせていただきます。（放課後児童会の就労証明書の提出を省略することができます。）ただし、同一年度分の利用でない場合は、就労証明書の提出を求めさせていただきます。

入会児童の弟妹が認定こども園等を利用している場合、青少年育成課への情報提供に同意することにより、すでにこども園等に提出された勤務証明等を、児童会の申請の際に必要な就労証明書とさせていただきます。（放課後児童会の就労証明書の提出を省略することができます。）ただし、同一年度分の利用でない場合は、就労証明書の提出を求めさせていただきます。

- ③ その他、児童会の運営・指導に関して必要な範囲で個人情報を取り扱い、又は収集すること。
- 8 私は、交野市への誓約に反し、相当の期間内に会費等を納付しなかった場合には、市の各部署及び関係機関の保有する私の個人情報を利用して、市の庶務管理のために必要な調査を行うことに同意します。

上記について誓約します。 令和 5 年 〇 月 〇 日
住所 交野市 私部2-29-1
保護者氏名 交野 父男

- ※ 記入にあたっての注意事項
- 1 記入される際は、表面太線枠内について黒色ボールペンで記入してください。また、記入忘れのないよう注意してください。
 - 2 申請書類は、児童1人につき1通必要となります。ただし、就労証明及び申告書（様式第2号）については、兄弟姉妹の児童の申請をする場合は1通で結構です。
 - 3 申請者・入会児童・同居の家族など氏名を記入する際には、必ずふりがなを記入してください。
 - 4 食品・薬等のアレルギー等、健康面又は精神面等、児童会に入会するうえで特別な配慮が必要な場合は、必ず申請書に記入してください。

※ 収集した個人情報は上記事項以外では使用しませぬ。

記入例

交野市放課後児童会入会申請書（兼児童カード）

交野市教育委員会 殿

申請日	令和5年〇月〇日
ふりがな	かたの ちちお
氏名	交野 父男
〒	576-0062
住所	交野市 私部2-29-1
電話番号	072 (892) 7721

次のとおり入会の申請をします。

入会児童氏名	かたの 太郎	性別	男
氏名	交野 太郎	児童会名	交野みらい 児童会
生年月日	平成 〇 年 7 月 7 日 (6 歳)	学校及び学年	交野みらい 小学校 1 年

※分室は、児童会の座に分室ご記入ください。
※年齢及び学年は4月1日時点でご記入ください。

入会理由

保護者の就労・疾病等 その他 ()

にチェックを入れてください。

情報提供の同意

認定こども園等を利用するために既に本市こども園等に提出した勤務証明書（離職後付録・地域型情報提供等実施申請書の「情報の利用を必要とする証明書」に添付されている以下の書類）について、向貴等がご提出された事項から情報提供を受けることについて同意するもの口にごチェックを入れてください。（情報提供することについて同意するもの口にごチェックを入れてください。）

勤務証明書（内閣証明書） 自営業申請書

氏名	続柄	年齢	緊急連絡先	勤務先	勤務先電話番号	勤務時間	平均帰宅時間
かたの 父男	父	40	090 (1234) 5678	〇〇〇 (1234) 5678	()	2 19 00	2 19 00
かたの 母	母	40	090 (9876) 5432	〇〇〇 (9876) 5432	()	1 17 30	1 17 30
かたの 姉	姉	14	()	()	()	18 00	18 00
かたの 弟	弟	4	()	()	()	17 30	17 30
かたの 祖父	祖父	75	090 (1122) 3344	090 (1122) 3344	()	3	3
かたの 祖母	祖母	73	090 (5566) 7788	090 (5566) 7788	()	4	4

健康保険証 記号・番号 記号123 番号456

お迎えに行く保護者 交野母子 (統布 母)

お迎えの時間 17 時 30 分

※児童会開会日は10時まで
土曜日は18時30分まで

管理情報欄

アレルギー等

アレルギー ありの場合、別紙「食物アレルギーに關する調査票」を記入してください。

アレルギー あり 身体障がい手帳又は療育手帳を所持している。

アレルギー なし 特別児童扶養手当受給対象である。

アレルギー あり 養育手帳に付いている。又は違う予定である。

アレルギー なし 養育手帳に付いている。

アレルギー あり 養育手帳に付いている。

アレルギー なし 養育手帳に付いている。

事務局記載欄

入会日 月 日 説明会日程 月 日 時 分

配属児童面談日程

月 日 時 分

児童会承認欄(指導員用)

月 日 時 分

保護者の皆様へ

放課後児童会の内容について、ご不明な点がございましたら、各児童会の指導員、または青少年育成課までお問い合わせください。また、児童会によって準備物や一日のプログラム・注意事項などが異なる場合があります。入会までに児童会指導員へご確認ください。

児童会での生活の基本は集団生活です。安全確保のためにも、各児童会での決まり事やルールは、守っていただきますようお願いいたします。また、放課後児童会での時間を楽しく、安全に過ごせますよう、生活習慣におけるしつけ等につきましては、ご家庭で指導していただきますようお願いいたします。

市では、安全・安心な子どもの居場所づくりとして、児童会指導員をはじめ、関連部署と連携し、児童会運営に努めております。安全かつ円滑に児童会運営を行うため、また、お子さまの安全確保及び健全な育成のために、保護者の皆さまへご理解とご協力のほどよろしく申し上げます。

交野市教育委員会 生涯学習推進部 青少年育成課

〒576-0052 大阪府交野市私部2-29-1

TEL 072-892-7721 (音声ガイダンス)

FAX 072-892-1700

MAIL ikusei@city.katano.osaka.jp

URL <https://www.city.katano.osaka.jp/>